## 議第8号

高山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

高山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月26日提出

高山市長 國 島 芳 明

## 提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い改正しようとする。

高山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

高山市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年高山市条例第4号)の一部を次のように改 正する。

> 改 TF. 前

改 TF. 後

(目的)

する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」 という。)及び同法施行令(昭和48年政令 第374号。以下「令」という。)の規定に 準拠し、災害により死亡した市民の遺族に対 する災害弔慰金及び災害により精神又は身体 に著しい障がいを受けた者に対する災害障害 見舞金の支給を行い、並びに災害により被害 を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金 の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活 の安定に資することを目的とする。

(利率)

子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の 場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

- 第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年 第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦 賦償還とする。
- (略)
- 3 災害援護資金の償還免除、保証人、一時償|3 災害援護資金の償還免除、一時償還、違約 還、違約金及び償還金の支払猶予については、 法第13条第1項及び令第8条から第12条 までの規定によるものとする。

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関 第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関 する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」 という。)及び災害弔慰金の支給等に関する 法律施行令(昭和48年政令第374号。以 下「令」という。) の規定に準拠し、災害に より死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金 及び災害により精神又は身体に著しい障がい を受けた者に対する災害障害見舞金の支給を 行い、並びに災害により被害を受けた世帯の 世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行 い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資す ることを目的とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利 第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利 子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除 き、その利率を年3パーセント以内で規則で 定める率とする。

(償環等)

- 償還又は月賦償還とする。
- 2 (略)
- 金及び償還金の支払猶予については、法第1 3条第1項及び令第8条から第11条までの 規定によるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
  - (経過措置)
- 2 この条例による改正後の第14条並びに第15条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。